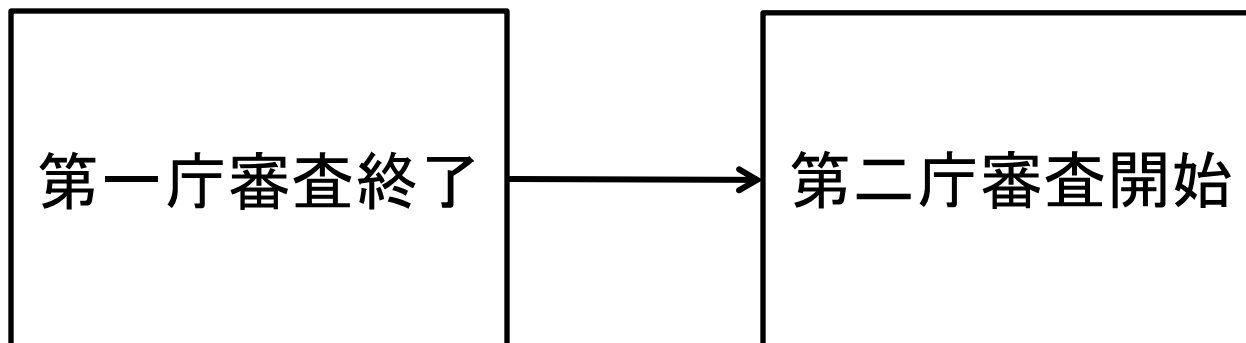


日米協働調査試行プログラム (CSP)



2020年8月29日
弁理士・米国弁護士 龍華 明裕

特許審査ハイウェイの問題点

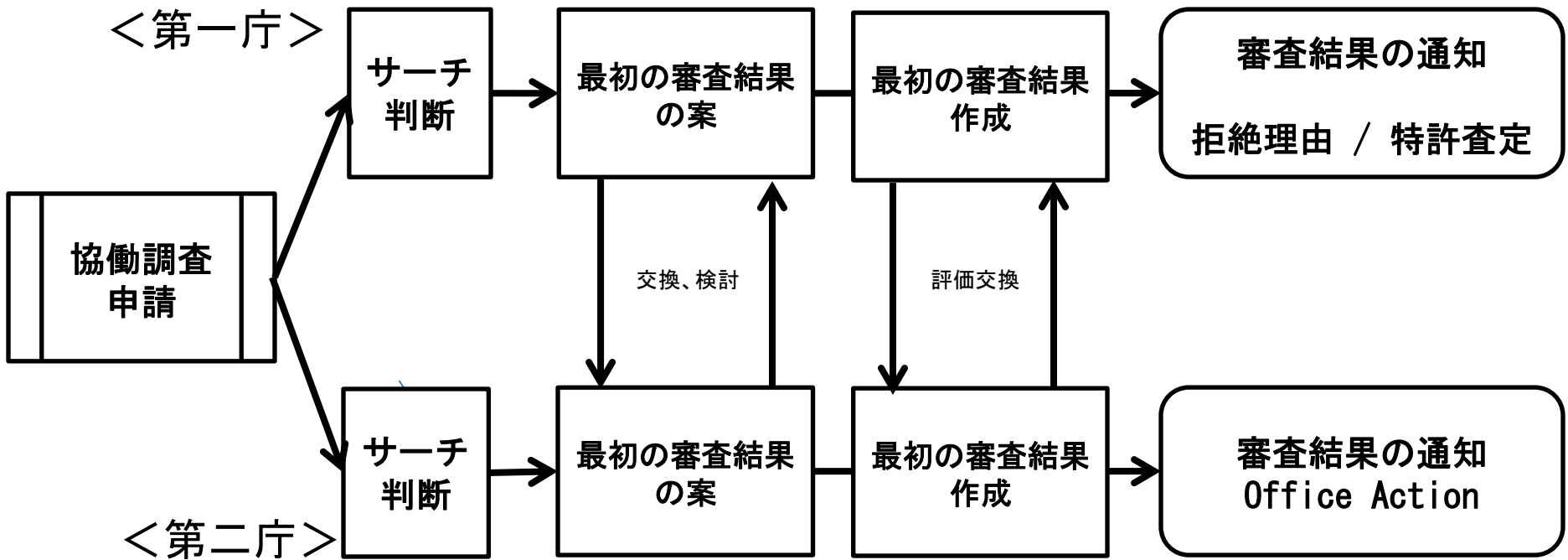


- ・第一庁の審査の終了後、第二庁が審査を開始する。
- ・第一庁は、第二庁の審査結果を利用することができない。
- ・第二庁への出願にあたって、第一庁で特許可能と判断された請求項に合わせた補正が必要。

日米協働調査試行プログラム(CSP) では、2か国が同時に審査を行う

- ・日米／米韓プログラム：
拒絶理由通知前に両庁が、平行して調査を行う。
- ・両庁で最初の審査結果案を交換し、互いの案を検討した上で審査結果を作成する。
- ・CSP申請が認められてから最初の審査結果が発送されるまで概ね6か月。

CSP: 審査前の並行調査



日米協働調査試行プログラムの要件

- 優先権が共通である
- 両出願が1対1に対応する
- 独立クレームが対応している
- 請求項20以下、独立項3以下
- 両庁に申請する
- 審査が開始されていない
- 事業戦略対応まとめ審査、早期審査、スーパー早期審査を申請していない

公開条件は不要

公開されていない場合(2017年11月1日から)

日米CSPでは、下記の書類を提出すると非公開でも可

- ・未公開の出願へのアクセスの許可書
- ・出願の写し
- ・請求項の翻訳文

日本特許庁に対しては、PA2260@jpo.go.jp (審査第一部 調整課 審査企画室)へ対応米国出願の請求項の写しをメールで送信する。かならずパスワードを付すこと。

出願人の利益

- 出願の審査順序が繰り上がるので、審査報告と最終処理を早く得ることができる
- 複数の官庁で審査を受け、より一貫性のある審査結果を得ることにより、一層確実な権利を取得ができる
- 日本特許庁／韓国特許庁の審査官が最初の審査結果において示した文献につき、IDS提出の負担が軽減される。
- 無料

CSP試行期間

3年（延長される可能性あり）

- 日本との試行プログラム： 2017年11月再開
 - 400／年（200出願／年・先調査国）
 - 2017年7月30日時点で37件が申請
(内8件をRYUKAが申請)
- 韓国との試行プログラム： 2017年11月再開
 - 400／年（200出願／年・最先の優先権の基礎国）